

人吉市農業委員会定例総会

(第12回)

令和3年12月24日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和3年12月24日

カルチャーパレス1階 相談室

議事日程

- 日程第 1 議第 63 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 64 号 農地法第4条の許可申請に対する意見の決定について
日程第 3 議第 65 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 66 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 5 議第 67 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 6 議第 68 号 非農地証明願について
日程第 7 議第 69 号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について

その他協議報告事項

○ 出席農業委員（9名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二

同	15番	竹田博
同	16番	有瀬英憲
同	17番	簗田秀彦
同	18番	渕上澄雄
同	19番	元田和弘
同	20番	北村和人
同	22番	仲村建彦
同	23番	東照
同	24番	東悟
同	25番	原口政廣

○ 欠席した委員

農業委員	6番	中嶽修平
推進委員	21番	迫田公江

議事録署名農業委員	1番	山本一精
議事録署名推進委員	24番	東悟

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局長	村口憲彦
次長	和泉光代
主席	豊永英紀
再任用職員	坂井正子

開会：9時30分

○（議長）おはようございます。本日の会議は、6番委員と22番委員から欠席届が出ております。

本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和3年第12回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に1番委員、24番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長をお願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第63号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第1・議第63号 朗読

○（議長）1から2番まで続けて、8番委員の調査報告をお願いします。

○（8番委員）おはようございます。議第63号、農地法第3条の許可申請に対する1番について報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は4筆合計の2,300㎡となっております。農振区分は農用外で権利種別は有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。備考として水稻栽培となっております。申請地は、令和2年7月豪雨で被災しましたが、現地を確認したところ、草払いをして管理してありましたので、問題はないと思われます。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

次に2番について報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆の808㎡となっております。農振区分は農用外で権利種別は有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。備考として水稻栽培となっております。この申請地も被災しておりましたが、現在、譲受人が草を払ってきれいに管理してありましたので、問題ないと思われます。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

次に2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について9番委員の調査報告をお願いします。
- （9番委員）おはようございます。議第63号、農地法第3条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外で面積は3筆で3,424㎡です。権利種別は有償移転であります。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。譲受人は現在、栗畑に水稻等を栽培されております。今回、購入されるこの農地につきましては、実は自宅のすぐ隣ということで、非常に助かるということをお話しておられました。この農地につきましては、若干、手入れ等が不十分でありましたので、草払い等をきちんとやっていただくようお願いをし、また今まで購入された農地についても若干荒れている農地もありましたので、その旨を伝えて了解をいただいております。今回の申請地につきましては、栗を栽培されるということでございました。調査の結果、1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしました。皆さんのご審議の方よろしくお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありますか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
4番について5番委員の調査報告をお願いします。
- （5番委員）おはようございます。農地法第3条の許可申請に対する4番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農振区分は農用外、面

積は1筆で2, 176㎡となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請の事由は譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。譲受人は現住所が申請地と離れておりますが、通われて農業をされているとのことでした。申請地の隣接地が譲受人の農地となっております。次に農地法第3条調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしました。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。日程第2・議第64号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第2・議第64号 朗読

○（議長）1番について7番委員の調査報告をお願いします。

○（7番委員）おはようございます。議第64号、農地法第4条の1番についてご報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外となっております。面積は3,888㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は植林、杉を植林されるということです。申請人が昨年、腰を手術されて、その前の年には心臓を手術されたということで、奥さんの方も膝を悪くされており、今後、傾斜のきつい栗園の管理が難しくなるということで、今回、栗園から山林に地目を変更したいということでした。審査表をご覧ください。農地の区分は第2種農地となっております。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第3・議第65号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- (事務局次長) 日程第3・議第65号 朗読

- (議長) 次は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

(議長を職務代理者と交代する)

- (職務代理者) 議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。
1番について10番委員の調査報告をお願いします。

- (10番委員) おはようございます。農地法第4条の許可申請の報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は登記簿上畑、現況は宅地となっております。これは備考欄に書いてありますとおり、既転用で約20年前に転用の申請がありましたが、現在、目的が達成されておられません。そのため、始末書も提出されております。事業計画について報告いたします。土地の選定理由といたしましては、近くに事業所があり、駐車場として利用が見込まれるということで、今度は転用目的が貸駐車場として変わったため、新たな申請になったわけでございます。面積は265㎡でございます。申請人は記載のとおりでございます。事業内容の給水計画は該当せず、雨水については自然浸透ということでございます。完成後の被害防除方策としまして、問題が生じた場合には双方で話し合いを行い、解決するというところでございました。被害防除につきましては、造成は行わないので、流失や堆積は生じないということでございます。位置図は5ページでございますので、ご確認をしていただきたいと思います。実質審査表をご覧くださいと思います。農地の区分は第3種農地で、転用候補地の農地の区分といたしまして、その他の農地で265㎡、100%ということです。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議の方よろしくお願いたします。

- （職務代理者）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

- （議長）日程第4・議第66号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第4・議第66号 朗読

- （議長）1番から2番まで2番委員の調査報告をお願いします。

- （2番委員）おはようございます。それでは、議第66号、農地法第5条の許可申請に対する1番のご報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、現況は雑種地、農振区分は農用外、田の4筆で合計の549.39㎡。権利種別は所有権移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的は、建売住宅。備考欄といたしまして、一部既転用、始末書有りでございます。この土地は、前回、前々回、2回ほど5条申請がなされておりました、その時の始末書が、今回も付けてあります。申請の理由といたしましては、令和2年7月豪雨で被災された方が多数おられる状況で、以前より隣接地の建築施工を行っている際に、申請地に建売住宅を建築し、必要な方々に住んでいただくことができたらの思いで、申請に至ったということです。給排水計画は、上水道は西側市道内に本管が埋設されており、当該本管から接続するということでございます。汚水、生活雑排水は敷地内に浄化槽を設置し、処理するということでございます。雨水は自然地下浸透です。被害防除につきましては、造成中の被害防除方策といたしまして、両申請地は西側、東側に市道があり、地盤整地等で市道を汚さないよう心がけ、西側、東側の市道は交通量も多く、

施行中の交通事故またはトラブルの発生がないように努めるということでございます。施行中は必要に応じて被害防除対策を講じるとなっております。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第1種農地。農地の区分と転用目的、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、10番に相当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

続きまして2番につきましてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分農用外、面積は1筆の500㎡でございます。権利は所有権移転。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的は個人住宅でございます。譲受人は令和2年7月豪雨災害により被災され、現在、仮設住宅に住まわれておられまして、これからの生活を考えたときに浸水被害に遭わない所を住宅用地として選定され、今回の申請に至ったということであります。給水については、公共の上水道を利用する。生活雑排水、汚水については、南側埋設の公共下水道へ排水処理する。雨水については、敷地内浸透するということです。造成中の被害防除方策としましては、諸問題等が出た場合には、相手方と双方で対処するということです。完成後の被害防除方策についても諸問題等が出た場合には、相手方と双方で対処するということです。この隣接地の方の被害防除策の確認もいただいております。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地です。農地の区分と転用目的は、第3種農地の転用は、許可することができます。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番に相当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について7番委員の調査報告をお願いします。
- （7番委員）農地法第5条の3番についてご報告いたします。議案書をご覧ください。
土地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は358㎡でございます。所有権の移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設となっております。申請地は第2種農地で農業振興区域内、都市計画区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。譲受人は令和2年7月豪雨災害で被災されておりまして、今後は不安を感じない生活を送りたいということでマイホームの建設を決意され、この土地を求められたということです。給水計画につきましては、上水道があります。生活雑排水、汚水につきましては、北側に合併浄化槽を設置し、排水処理されるということです。雨水につきましては、敷地内浸透、自然浸透及び自然勾配にて排水するので何ら問題ないと思われまます。実質審査表をご覧ください。立地基準といたしまして第2種農地、この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であり、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であります。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありますか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

日程第5・議第67号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第5・議第67号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が12番が21番委員の親族、20番が7番委員の親族となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）おはようございます。報告の前に修正がございます。32番をご覧ください。貸借の欄は1筆当たり玄米150kgとなっておりますが、正確には10a当たり玄米150kgになります。これは推進委員さんが調査の段階で判明したものです。訂正をよろしくお願いいたします。

お手元の資料をご覧ください。令和3年12月15日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての農業委員会の意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が96,635㎡、「畑」が1,324㎡、合計の97,959㎡あがってきております。一番下の所有権移転について「畑」が775㎡となっております。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等条件一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買い入れが0件、公社売り渡しが1件、合計の1件ございました。今回、農業公社（中間管理機構）が仲介します貸借設定関係も表に記載しております。公社借入れの手続きは基盤強化法により利用権設定の手続きと同様で、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸付の手続きについては農業公社が作成した農用地配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がございますので、その時に報告いたしますが、1～2か月後になる見込みです。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が21件、再設定が11件、合計の32件あがってきております。いずれの案件も調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。よって、全ての

案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時15分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（3番委員）利用権設定についてですが、申請日はいつでしょうか。家族の構成というところで実際には2人しかいないはずなのに、3人になっています。亡くなる前に申請されたのか、それとも亡くなった後に申請されたものでしょうか。

○（事務局次長）外何名という意味でしょうか。

○（3番委員）はい。

○（事務局次長）これは税務課から情報をもっていますが、例えば、ご主人が亡くなって奥様と子供さんが二人いらっしゃったら、奥様外2名という形になります。そのときに例えば奥様が亡くなった場合には、奥様が代表者になっていれば子供さんに代表になってもらいます。外2名を変えたりしないそうです。本当は正式に追いかけると外1名になるのですが、一番初めに出していただいた数字から変わらないので、そのままになるようです。実際には法務局に行って確認したら、相続人が亡くなったらその下の子供さんたちになり、追いかければ外10名とかになるかもしれませんが、そこまでは追いかけていないそうです。

○（3番委員）現在、世帯数の中で2人となっているのですが、3人になっています。

○（事務局次長）一番下の世帯数のことでしょうか。

○（3番委員）はい。亡くなる前に申請されたのかを知りたいので申請日がいつなのかを

聞きました。

- （事務局長）ひょっとしたら一緒に同居されていなくても、所有者のお父さんが亡くなった場合は、兄弟がそれぞれ遠方に住んでいても相続人になるので外何名の中に入ります。下の世帯員の数と上の外何名については関係ありません。
- （事務局次長）下の世帯員数については亡くなる前かもしれません。
- （3番委員）実際には3人だったのですが、亡くなられて2人になっています。
- （事務局次長）その月の10日までに持って来られたことしか分らないです。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
採決は所有権移転関係と貸借設定に分けて行います。
所有移転関係の1番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の20番を除く1番から32番まで、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の20番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第6・議第68号を議題といたします。事務局次長お願いします。

- （事務局次長）日程第6・議第68号 朗読
- （議長）1番について17番委員の報告をお願いします。
- （17番委員）おはようございます。議第68号、1番の調査報告をいたします。総会議案書の8ページをご覧いただきたいと思います。この案件については、令和3年12月1日に私と7番委員、それから事務局長と現地調査を行いました。非農地証明願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで、面積は567㎡でございます。申請地は茂田川の右側にありますが、農地でありまして、雑木などは無く、数年前までは草払いなどができておりましたが、現在は雑草のみの農地であります。今後は所有者との毎年の草払いなどの保全活動を行っていただきまして、農地として継続することが出来ると思います。つきましては、3人で協議をしました結果、非農地証明書の交付については、不相当と判断をいたしました。以上、報告いたします。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありますか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。
- （挙手の状況を見て）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第7・議第69号を議題といたします。事務局次長お願いします。

- （事務局次長）日程第7・議第69号 朗読
- （議長）それでは、事務局の説明をお願いします。
- （事務局 坂井）ご説明いたします。右上に議第69号と書いてある資料をご覧ください。これは、B判定された農地を皆さんと事務局の3人以上で見回りました農地の一覧表になります。この中には皆さんに事前に確認していただいた際に、B判定から除外した農地もございますので、それ以外の残った735筆上がっております。B

判定した農地が一覧表にない場合には、別でお渡ししております除外した農地のリストがございますので、そちらもご確認いただきまして、ご審議をお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。
- （事務局長）この用紙の17ページの731番と732番についてですが、昭和54年に農地法第5条の転用申請が上がっておりました。その当時の譲受人の方は今の所有者とは違うので相続されたのではないかと考えております。当時の転用目的は牛舎ということで、あの一体を転用するということで上がっておりました。転用許可が下りた時点で農地として判断いたしておりませんが、登記地目としては畑のままであります。一度、転用許可が下りておりますので、非農地判断から削除をお願いしたいと思います。
- （事務局次長）申請人が亡くなった場合には転用許可は無効となるので、非農地判断できません。
- （事務局長）この2筆につきましては、削除せず非農地でいいようです。申請人が亡くなっておりますので、許可自体無効となるようです。
- （4番委員）76番の方は所有者名が2段書きになっておりますが、どちらが所有者でしょうか。
- （事務局次長）76番については、所有者の方がお亡くなりになっており、相続人の方の名前になります。
- （4番委員）亡くなっておられますが、相続人が誰なのか分かりません。
- （事務局次長）奥様かと思ったのですが。
- （事務局長）この方は妹さんになります。
- （事務局次長）一緒にお住いの方にしたのですが、どなたか相続人の方をご存じであれば教えていただければと思います。
- （事務局長）妹さんはたぶん市外の施設に入っていらっしゃるかと思います。

- （事務局次長）住所から検索したときに同じ住所地だったもので、その方のお名前にしました。
- （事務局 坂井）所有者のお名前が2段書きで書いてあるところが、文字が入り切れておらず、見にくくなっております。そのようなところが数カ所まだあるかと思います。
- （事務局長）110番、126番、130番などが同じようになっております。
- （事務局 坂井）同じようになっているところについては、郵送した場合、お亡くなりになれている方のお名前では届かない可能性もあったものですから、このような形にさせていただいております。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （2番委員）今回、除外された農地についてはもちろん来年も見に行くこととなりますが、B判定の状態だった場合は、再度、B判定してもいいのでしょうか。
- （事務局次長）もちろんそのような場合は、そのときの農地の状態で判定を出していただければと思います。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります非農地対象農地一覧表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時40分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- （17番委員）一覧表に農用地区域内農地も含まれていますが、非農地にしてもいいのでしょうか。
- （事務局 坂井）外す前の非農地は787筆ございましたが、それにつきましては、農

林整備課、農業振興課などに各課の事業等で支障が出る場合も考えられますので、非農地にしてもいいか照会をかけております。農用地も今回、一覧表に上がっておりますが、きちんと依頼をして非農地にしても問題ないとの回答でしたので、農用地区域内農地であっても非農地として判断をいたしました。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

一覧表に記載の農地につきまして、農地に該当しないと判断し、非農地通知を発送いたしますことについてご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

（ 10時43分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員